

業務仕様書

1 業務名

令和 7 ～ 9 年度札幌未来牽引企業創出事業【付加価値向上に関する集中支援】実施業務

2 背景・目的

人口減少局面への突入による経済規模の縮小と生産年齢人口の減少が見込まれる中、他都市と比較して一人あたり市内総生産が低い札幌市において、持続的な経済成長を実現するためには、市内経済を支える中小企業への支援に加え、高い付加価値を生み出す企業の創出が必要である。

このような企業を創出するためには、従来の市内中小企業への産業横断的な支援に加え、大きな成長が見込まれ、市内経済を牽引することが期待される中小企業に対して、産学官の様々なリソースを活用し、成長に向けた集中的な支援を行うことが効果的である。

本業務は、各支援機関や協力企業の連携のもと、成長を目指す中小企業に対して複数年度にわたる集中的な支援を行うことにより、地域における雇用や取引の創出、域外資本の獲得を通じて地域経済を活性化し、将来の札幌経済を牽引する企業を創出することを目的とし、そして、その成功事例がロールモデルとなり、地元企業の成長に向けた取組が活性化されることを目指すものである。

3 業務内容

受託者は、上記 2 の目的を達成するため、下記に定める業務を総合的に企画・運営するものとする。

なお、実施内容の詳細については、企画提案の内容を基に、委託者（札幌市）と協議し、調整することとする。

また、業務の実施にあたっては、本業務に係る要綱等を確認するとともに、令和 7 ～ 9 年度札幌未来牽引企業創出事業【事務局機能】実施業務（以下「事務局機能実施業務」という。）及び令和 7 ～ 9 年度札幌未来牽引企業創出事業【上場に関する集中支援】実施業務（以下「上場に関する集中支援業務」という。）の各受託事業者と積極的に連携し、本事業全体の効果的な実施に向けた協力することとする。

（補足）

本事業において支援対象となるのは、札幌市が「SAPPORO NEXT LEADING 企業」として認定した企業（以下「認定企業」という。）である。

認定企業は、当該年度に追加で認定された企業（以下「追加認定企業」という。）と、当該年度の前年度までに認定を受け、当該年度も継続認定される企業（以下「継続認定企業」という。）の 2 種に分けられ、その合計は最大 20 社とし、そのうち最大 10 社については認定年度を含む 5 年度間以内の株式市場への上場を目指し且つその実現可能性が

見込まれる企業を認定し、残り最大 10 社は年間に創出する付加価値額（決算に基づき算定した営業利益、人件費及び減価償却費の合計金額）が、認定直前期から認定年度を含む 5 年度間以内に年間創出付加価値額を 2 割以上増加させることを目指し且つその実現可能性が見込まれる企業を認定することとしている。

なお、本業務における認定企業とは、年間に創出する付加価値額（決算に基づき算定した営業利益、人件費及び減価償却費の合計金額）が、認定直前期から認定年度を含む 5 年度間以内に年間創出付加価値額を 2 割以上増加させることを目指し且つその実現可能性が見込まれる企業を指す。

【令和 7～8 年度（「(※～)」の標記は令和 8 年度業務)】

(1) 業務計画書の作成

業務実施体制、業務スケジュール及び業務フロー等をまとめた業務計画書を令和 7 年 4 月 1 日（火）（※令和 8 年 4 月 1 日（水））までに作成・提出し、委託者と協議の上で業務を実施すること。

(2) 追加認定審査会及び継続認定企業の更新審査に関する対応

事務局機能実施業務の受託者が実施する、追加認定審査に係る要綱及び申請様式についての提言（各年度 4 月上旬の実施を予定）並びに認定審査会（各年度 7 月上旬頃の実施を予定）の運営について、本業務を実施する事業者としての専門的な知見による助言や協力等を積極的に行うこと。

また、同じく事務局機能実施業務の受託者が実施する更新審査会（各年度 2 月中旬～3 月上旬の実施を予定）の運営や審査資料の作成（各年度 1 月中旬）について、本業務を実施する事業者としての専門的な知見による助言や協力等を積極的に行うこと。

(3) 卒業審査に関する対応

認定企業のうち、認定年度を含む 5 年間のうちに目標を達成した企業を対象として、その事実を確認し審査する卒業審査を事務局機能実施業務の受託者が実施することとしている。

審査資料の作成や審査会の運営に関して、本業務を実施する事業者としての専門的な知見による助言や協力等を積極的に行うこと。

（ア）実施時期

審査資料提出 : 目標達成の事実を確認した 1 か月以内

審査会開催 : 目標達成の事実を確認した 2 か月以内を目安とする

(4) 付加価値向上に関する集中支援

認定企業に対し、以下の支援を行う。また、認定企業への相談対応については、直接の面談、電話、オンライン等を問わない。

ア 追加認定企業の事業計画策定支援

審査時に認定企業より提出される成長計画を基に、追加ヒアリングや市場調査等を行うことによって、認定企業の属する業界及び競合等の外部環境と、経営戦略及び課題とその優先順位等の内部環境について分析し、理論や経験に裏付けられた客観的視点から計画のブラッシュアップについての助言を行い、それを受けた認定企業による意思決定を踏まえた、更なる成長に向けた事業計画案の策定を支援すること。

策定にあたっては、認定年度を含む5年度間を最長の計画期間とし、計画期間終了年度の決算期における付加価値額が、認定直前期の決算との比較で2割以上成長することを目標に据えた計画とすること。

イ 追加認定企業へのサポートプランの策定

追加認定企業の創出付加価値向上に向けた課題を診断したうえで、その解決に向けた支援方針を定めることを目的として、認定企業が定める目標に応じた複数年度に渡る中長期的なサポートプランを策定すること。

ウ 伴走支援

追加認定企業と継続認定企業を対象として策定されたサポートプランに基づき、以下の手法により事業計画の進捗確認、課題の解決に向けた助言及び支援を行うこと。なお、認定企業と協議し、同意を得た上でのサポートプランの内容変更を妨げるものではない。

(ア) 定期ヒアリング

事業計画の進捗状況を確認し、適した支援策の実施・提案に繋げるため、原則1か月に1回以上のヒアリングを行うこと。

ヒアリングは受託者が中心となって実施することとするが、把握した認定企業の課題等の実態を受けて、メンバーの追加等について、認定企業との協議のうえ委託者及び事務局機能実施業務の受託者と調整を行い、適切な課題の把握と助言ができる体制を用意すること。

(イ) ハンズオン支援

サポートプランに基づき、策定した事業計画の達成までの各領域におけるタスクの進捗管理、横断的課題の把握と解決、全体の推進に資する支援を実施すること。また、認定企業各社のビジネスや業界に精通したコンサルタントを日常的な窓口として配置し、電話やチャットツール等による相談にも対応できる体制を用意すること。

(ウ) 支援策の紹介、手続き支援

ヒアリング同行者以外の支援措置の情報も得られるように、認定企業に共有範

困を確認したうえで、ヒアリング内容を随時支援機関等と共有し、連携促進を図ること。また、認定企業の状況に適した支援機関等が実施する各種支援策の情報を収集し、対応する支援機関に取り次ぎ、必要に応じて支援措置を受けるために必要な手続きのサポートを可能な範囲で行うこと。

その他、各種機関による補助金、セミナー、展示会等についての情報を集約し、随時認定企業に提供すること。

(エ) 士業専門家等による相談対応

認定企業からの希望に応じて、経営支援の経験を有する士業専門家等を手配し、認定企業のニーズや課題に応じた相談対応を行うこと。なお、士業専門家等への謝金等は受託者が負担することとするが、本業務で対応する範囲は提案項目とし、当該範囲を超える部分に係る費用は個別契約を行い認定企業が負担することとする。

上記の士業専門家等の助言・指導に関連した、認定企業からの個別の問い合わせについて、適宜相談対応を行うこと。

エ 実施時期

各年度4月から3月まで

(5) 卒業企業をロールモデルとした市内企業に向けた発信に係る対応

認定企業のうち当該年度中に目標を達成し卒業審査を通過した企業（以下「卒業企業」という。）を対象として事務局機能実施業務の受託者が実施する、市内事業に向けたロールモデルとしての発信について、目標達成まで支援してきた伴走支援者としての専門的な知見による助言や協力等を積極的に行うこと。

(6) 追加業務

当該業務の実施に当たり、受託者が(1)～(5)の業務以外で目的の達成に効果的と考える業務があれば、委託費の範囲内で提案を行うことができるものとする。

(7) 定期打ち合わせへの参加

業務の進捗確認のため、事務局機能実施業務の受託者が毎月開催する、委託者、受託者、事務局機能実施業務受託者、上場に関する集中支援業務受託者の4者による打ち合わせに参加すること。

打ち合わせでは、各業務の進捗報告・相談等のほか、各認定企業についての月次支援状況報告書、サポートプランの経過に関する報告・連絡・相談等を各受託者より行うこととする。

(8) 報告書の作成

受託者は、支援した認定企業に対し支援成果についてのアンケートを実施する等により、令和8年3月31日(火) (※令和9年3月31日(水))までに、当該年度における本業務の実績を総括し、実施概要、実施結果、実施効果及び今後想定される実施方針を取りまとめた報告書(紙媒体及び電子データ)と事業実施にあたり作成した各種資料一式(電子データ)を成果物として納品すること。

【令和9年度】

(1) 業務計画書の作成

業務実施体制、業務スケジュール及び業務フロー等をまとめた業務計画書を令和9年4月1日(木)までに作成・提出し、委託者と協議の上で業務を実施すること。

(2) 卒業審査に関する対応

認定企業のうち、認定年度を含む5年間のうちに目標を達成した企業を対象として、その事実を確認し審査する卒業審査を事務局機能実施業務の受託者が実施することとしている。

審査資料の作成や審査会の運営に関して、本業務を実施する事業者としての専門的な知見による助言や協力等を積極的に行うこと。

(ア) 実施時期

審査資料提出 : 目標達成の事実を確認した1か月以内

審査会開催 : 目標達成の事実を確認した2か月以内を目安とする

(3) 付加価値向上に関する集中支援

認定企業に対し、以下の支援を行う。また、認定企業への相談対応については、直接の面談、電話、オンライン等を問わない。

ア 伴走支援

追加認定企業と継続認定企業を対象として策定されたサポートプランに基づき以下の手法により事業計画の進捗確認、課題の解決に向けた助言及び支援を行うこと。なお、認定企業と協議し、同意を得た上でのサポートプランの内容変更を妨げるものではない。

(ア) 定期ヒアリング

事業計画の進捗状況を確認し、適した支援策の実施・提案に繋げるため、原則1か月に1回以上のヒアリングを行うこと。

ヒアリングは受託者が中心となって実施することとするが、把握した認定企業の課題等の実態を受けて、メンバーの追加等について、認定企業との協議のうえ委託者及び事務局機能実施業務の受託者と調整を行い、適切な課題の把握と助言ができる体制を用意すること。

(イ) ハンズオン支援

サポートプランに基づき、策定した事業計画の達成までの各領域におけるタスクの進捗管理、横断的課題の把握と解決、全体の推進に資する支援を実施すること。また、認定企業各社のビジネスや業界に精通したコンサルタントを日常的な窓口として配置し、電話やチャットツール等による相談にも対応できる体制を用意すること。

(ウ) 支援策の紹介、手続き支援

ヒアリング同行者以外の支援措置の情報も得られるように、認定企業に共有範囲を確認したうえで、ヒアリング内容を随時支援機関等と共有し、連携促進を図ること。また、認定企業の状況に適した支援機関等が実施する各種支援策の情報を収集し、対応する支援機関に取り次ぎ、必要に応じて支援措置を受けるために必要な手続きのサポートを可能な範囲で行うこと。

その他、各種機関による補助金、セミナー、展示会等についての情報を集約し、随時認定企業に提供すること。

(エ) 土業専門家等による相談対応

認定企業からの希望に応じて、経営支援の経験を有する土業専門家等を手配し、認定企業のニーズや課題に応じた相談対応を行うこと。なお、土業専門家等への謝金等は受託者が負担することとするが、本業務で対応する範囲は提案項目とし、当該範囲を超える部分に係る費用は個別契約を行い認定企業が負担することとする。

上記の土業専門家等の助言・指導に関連した、認定企業からの個別の問い合わせについて、適宜相談対応を行うこと。

ウ 実施時期

令和9年4月から令和10年3月まで

(4) 卒業企業をロールモデルとした市内企業に向けた発信に係る対応

卒業企業を対象として事務局機能実施業務の受託者が実施する、市内事業に向けたロールモデルとしての発信について、目標達成まで支援してきた伴走支援者としての専門的な知見による助言や協力等を積極的に行うこと。

(5) 追加業務

当該業務の実施に当たり、受託者が(1)～(4)の業務以外で目的の達成に効果的と考える業務があれば、委託費の範囲内で提案を行うことができるものとする。

(6) 定期打ち合わせへの参加

業務の進捗確認のため、事務局機能実施業務の受託者が毎月開催する、委託者、受

託者、事務局機能実施業務受託者、付加価値向上に関する集中支援業務受託者の4者による打ち合わせに参加すること。

打ち合わせでは、各業務の進捗報告・相談等のほか、各認定企業についての月次支援状況報告書、サポートプランの経過に関する報告・連絡・相談等を各受託者より行うこととする。

(7) 報告書の作成

受託者は、支援した認定企業に対し支援成果や今後期待する支援を調査するアンケートを実施する等により、令和10年3月31日（金）までに、令和9年度中の本業務の実績を総括し、実施概要、実施結果、実施効果及び今後想定される実施方針を取りまとめた報告書（紙媒体及び電子データ）と事業実施にあたり作成した各種資料一式（電子データ）を成果物として納品すること。

4 認定企業の費用負担

原則として、認定企業は本業務による支援を無料で受けることができる。ただし、以下に掲げる費用については、全額を認定企業の負担とする。疑義が生じた場合は、速やかに委託者へ報告し、対応を協議すること。

- (1) 受託者が紹介した各専門家等と認定企業が契約することで発生する費用
- (2) 本業務の支援内容の範囲外で、認定企業が受託者と直接契約することで発生する費用
- (3) 認定企業からの通信費（電話、ファクス等）
- (4) 認定企業の移動にかかる交通費及び旅費
- (5) その他、本業務受託に含まれないサービスを認定企業が受けた際に係る費用

5 履行期間

令和7年4月1日（火）から令和10年3月31日（金）

6 委託料の支払いについて

追加認定審査での上限数に満たない認定や更新審査による非更新決定、目標達成に伴う卒業等により認定企業数が上限の10社に満たない場合や、年度途中で認定企業ではなくなる場合があるため、認定企業数及び支援実施期間が変動する可能性がある。そのため、各年度における支援実績に応じて、以下に定める金額に相当する委託料を各年度において減額する。

【令和7～8年度】

（継続認定企業が年度途中で認定終了となった場合）

- ・認定終了となった企業1社につき、認定終了日を含む月の翌月から当該年度末（3月）までの月数に200,000円（税抜）を乗じた金額

(追加認定企業が年度途中で認定終了となった場合)

- ・認定終了となった企業1社につき、認定終了日を含む月の翌月から当該年度末(3月)までの月数に300,000円(税抜)を乗じた金額

(追加認定後の認定企業数の合計が10社に満たない場合)

- ・10社から追加認定後の認定企業数を差し引いた数に2,400,000円(税抜)を乗じた金額

【令和9年度】

(継続認定企業が年度途中で認定終了となった場合)

- ・認定終了となった企業1社につき、認定終了日を含む月の翌月から令和10年3月までの月数に200,000円(税抜)を乗じた金額

(年度当初における認定企業数10社に満たない場合)

- ・10社から年度当初における認定企業数を差し引いた数に2,400,000円(税抜)を乗じた金額

7 環境への配慮

本業務においては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

8 その他特記事項

(1) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知りえた秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。

(2) 個人情報の取り扱いについて

受託者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

(3) 疑義の解消等

業務の実施にあたって必要な事項のうち、本書で明記の無い点または疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず委託者と協議し承認を得ること。

(4) 業務の進め方

受託者は、契約締結後速やかに業務実施計画を作成し、委託者の承認を得た上で、

業務を遂行すること。

業務遂行にあたっては、委託者と適時打ち合わせを行うこと。

(5) 実施報告に係る留意事項

本業務の実施状況を委託者へ報告書等により報告する際には、意味不明、不完全または曖昧な表現の記述をしないように留意し、専門的または特殊な法律・技術用語については用語解説または注釈を付記すること。

また、報告書等の納入後、委託者において実施する履行検査の結果、本仕様書記載の内容と著しく異なるまたは不足する場合は、受託者の責任において関連する項目を精査し、当該箇所の修正または追加を行うこと。

(6) 著作権等

受託者は、委託者に対し、当該事業に基づく成果物（以下「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。

受託者は、本著作物に関する著作者人格権を、委託者または委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。

受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと及び第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許件、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するのとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

9 委託者担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目（市役所本庁舎 15 階北）

札幌市経済観光局産業振興部経済企画課 中川、亀苔（かめのり）

電話：011-211-2352 FAX：011-218-5130